

議案第56号

字の区域の設定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、国土調査の認証の日から、本町内の別図第1に示す区域において、字の区域を別図第2に示すとおり設定するものである。

平成30年6月4日提出

大口町長 鈴木雅博

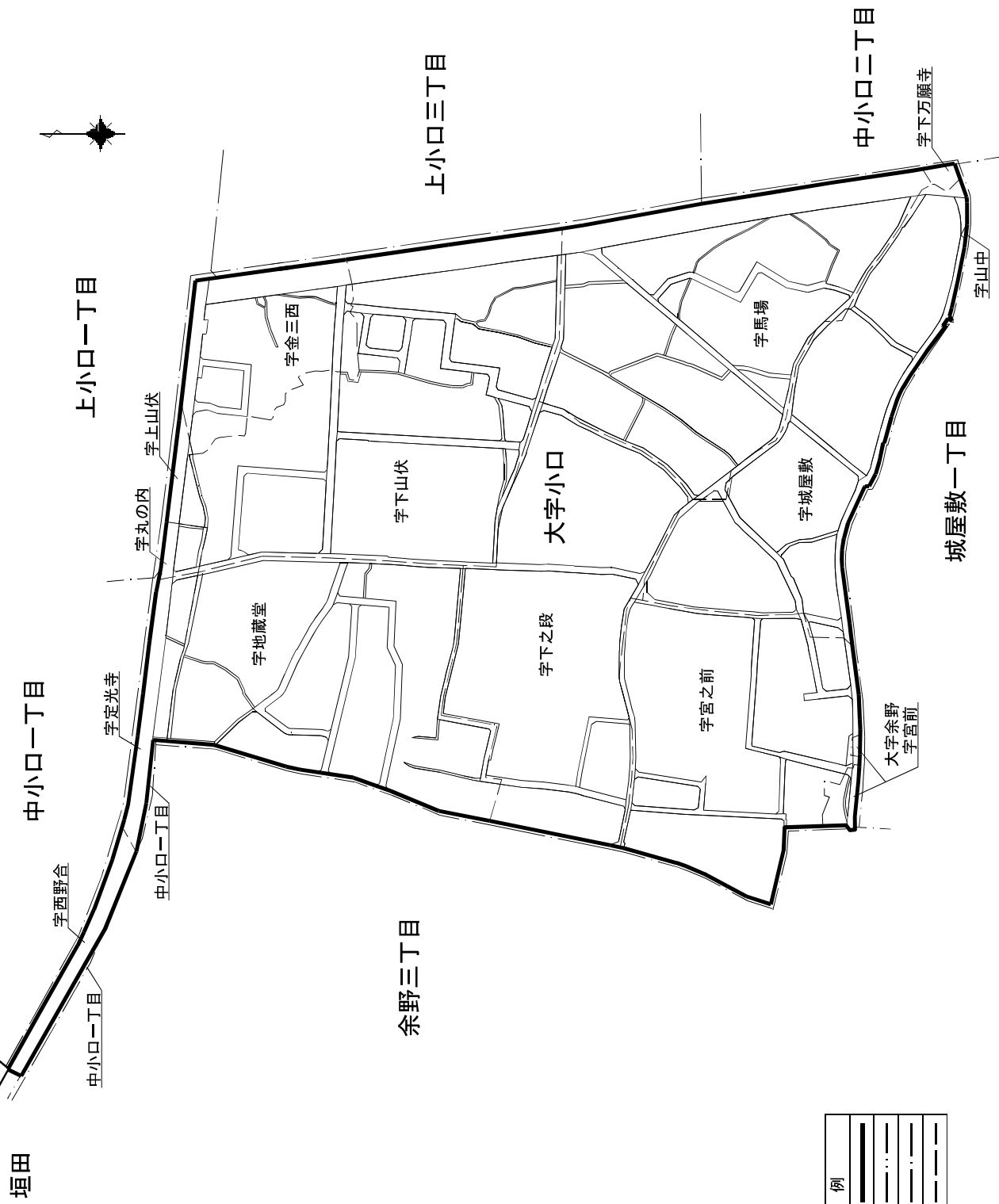
（提案理由）

この案を提出するのは、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を設定するため必要があるからである。

丹羽郡扶桑町

丹羽郡大口町

別図第1



凡 例	
実施区域	——
市町村界	— · — · — · — · —
大字界	— · — · — · — · —
字界	— · — · — · — · —

丹羽郡扶桑町

丹羽郡大口町

別図第2

垣田

中小一丁目

中小一丁目

上小一丁目

中小一丁目

余野三丁目

なかおぐちいちちようめ
中小一丁目

なかおぐちにちちようめ
中小二丁目

上小三丁目

凡	例
実施区域	———
市町村界	— · — · —
字界	— — —

中小二丁目

城屋敷一丁目



字の区域の設定について

■対象字

(旧)

大字小口字上山伏、字金三西、字下之段、字下山伏、字城屋敷、
字地藏堂、字定光寺、字西野合、字馬場、字丸の内、字宮之前、
字山中、字下万願寺、大字余野字宮前 以上字数14

(新)

中小口一丁目、二丁目

■面積及び筆数（地籍調査開始時）

登記簿面積 220, 550 m²

筆数 1, 840筆

■町名地番変更日

地籍調査の認証日（平成31年7月16日を予定）

■今後のスケジュール

・30年度

平成30年6月 議会に字の区域の設定議案を提案

平成30年7月～8月頃 地籍調査事業の閲覧（H工程）を実施
閲覧終了後、認証請求（国・県）

・31年度

平成31年5月頃（予定） 町名地番変更の説明会

平成31年7月16日（予定） 町名地番変更（認証日）